

多数回落選者優遇措置

あき家入居者募集の公開抽選に一定回数落選した方（補欠の有効期間内に当選にいたらなかった方。以下同じ）については、通常は1個の抽選玉であるところを所定の数の抽選玉を増やして抽選をおこなうこととします。

1. 優遇対象者

平成15年6月募集以降の定期募集における、あき家入居者募集の公開抽選に3回以上落選した方が対象となります。ただし、市営・県営住宅などの公営住宅に居住する方を除きます。

2. 落選回数の確認方法

各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナーが発行する「市営住宅申込状況確認カード」に定期募集へ申し込みのたびに押印する受付印の数で確認します。

ただし、郵送及びインターネットの入居申し込みの受付開始に伴い、入居申込者全員に「市営住宅申込状況確認カード」への押印の有無にかかわらず、過去の落選回数に応じて優遇措置を行います。（申込時の氏名について、婚姻などにより姓が変わったような場合や住所変更した場合は、窓口でお申し出ください。）

3. 優遇内容

申込時の直前6年間の定期募集のあき家入居者募集（抽選）における落選回数に応じた抽選玉数（連続番号）を与えます。

下記の表をご参照ください。

過去の落選回数	抽 選 玉 数		
	通常玉数	優遇玉数	合計玉数
0～2回	1	0	1
3～5回	1	1	2
6～11回	1	3	4
12～17回	1	5	6
18回～	1	7	8

4. 注 意

- (1) 「市営住宅申込状況確認カード」を紛失しても再発行はしません。
- (2) 定期募集（先着順募集含む）で当選した場合は、「市営住宅申込状況確認カード」は回収します。
- (3) 申し込みの受付方法（窓口・郵送・インターネット）にかかわらず、書類審査等で失格、辞退した方のそれまでの落選回数は無効となります。
- (4) 新婚入居者募集における落選回数は優遇措置対象となりません。
- (5) 住宅困窮者募集における落選回数は「住宅困窮度申告書」に反映されます。
（抽選玉の優遇はありません。）
- (6) 抽選の結果、順位の高い番号のみ有効となります。

※ 優遇措置をうける場合は、申込時に「市営住宅申込状況確認カード」（原本）を提示のうえ、優遇をうける旨を申し出てください。（郵送及びインターネット申込は除きます。）

※ 抽選ハガキが郵送された時は、抽選番号が複数個付与されているのを確認し、不明な点があれば、すみやかに申し出てください。

所得の計算方法

認定月額を計算します。（別表17「認定月額計算シート」を使用してください。）

$$\left(\frac{\text{世帯の年間所得額}}{\text{認定年額}} - \text{控除額の合計} \right) \div 12 (\text{ヵ月}) = \text{認定月額}$$

★ 計算の対象となる収入

- 給与収入等（賞与、残業、その他の手当を含む）。パート、アルバイトの収入はこれにあたります。
- 国民年金、厚生年金、恩給等。
- 日雇い等の収入。
- 事業等による収入。生命保険等の外交員報酬等はこれにあたります。
- その他、利子や配当など継続的な収入で課税対象となる収入。
- ※ 計算の対象となる収入の種類が2つ以上ある方は、各々の年間所得額を計算した後で合算し、個人の年間所得額とします。たとえば、給与と年金の両方の収入がある方は、給与の年間所得と年金の年間所得の合計が年間所得額となります。

★ 計算の対象とならない収入

- 遺族が受給している恩給及び年金。障害年金。老齢福祉年金。
- 退職一時金、雇用保険金、労災保険金、休業補償金、傷病手当等。
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当。
- 生活保護の扶助費。
- 仕送り、養育費等。

※ 注意事項

- 満年齢などはすべて申込日を基準日とします。
- 休業・退職等により無収入の期間がある方は、最近一年間に得た収入を年収とし、16～17ページの例にならって計算します。
- 1人で二種類以上の収入を得ているとき（例：給与収入と年金収入）は、さきに各々の年間所得金額を算出し、合算します。
- 1人で同じ種類の収入を2ヵ所以上から得ているとき（例：昼と夜2つの勤めをし、各々から給与を得ている）は、まず収入を合計してから所得金額を算出します。
- 指定した期日までに退職予定の方は、収入がないものとして計算します。（入居手続き日に退職の事実を証明する書類を提出しないと失格となり、入居許可が取り消されます。）

次の例で次ページから所得を計算していきます。

北九州	A夫	申込者本人。会社員。満49歳。
北九州	B子	妻。専業主婦。満45歳。
八幡	C子	長女。事業専従者。満25歳。同居を希望。
八幡	D夫	長女の夫。事業主。満30歳。同居を希望。
小倉	E子	妻の母。老齢年金受給中。満65歳。夫と死別。同居を希望。
北九州	F夫	長男。満21歳。同居を希望。

その 1

◎ 前年1月1日以前より、ひきつづき現在の勤務をされている場合。

前年分給与所得の源泉徴収票

[illegible]

市県民税所得（課税）額証明書

氏 名	氏 名									
住所(現況)	北九州市									
(1月1日現)	北九州市									
平成26年分 合計所得金額	円 ① ¥1,500,000	所得控除計	円	課税標準額	円	平成13年度 市県民税額	円			
給 与	1,500,000	社 保 險 生 命 保 配 特 別 配 偶 者 基 礎	465,800 35,000 330,000 560,000 330,000	内 総所得金 額 課 上記以外の 所得金額等		市 民 税 県 民 税	所得割 均等割 所得割 均等割			
				本人該当						
				同一生計配偶者	有り		減 免 額			0
				扶養親族(人) (同一生計配偶者を除く)	老人 同居 特定 その他 計	0	0	0	0	0
				摘 要						
給与収入	⑦ ¥2,400,000									

※この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年6月11日

年間収入金額 2,400,000 円…㊦

年間所得金額 1,500,000 円…①

その2

◎ 前年の途中またはそれ以降から、ひきつづき現在の勤務をされていて、すでに日割りでない給与を受給している場合。

給与証明書 (市営住宅申し込み用)

住所 ○○○○○○ 氏名 北村 A 夫

1. 雇用開始年月日 平成 令和 △ 年 6 月 1 日採用

2. 月例給与支給実績

※支給額について市営住宅の方は、最前の実給月からさかのぼって1年間の支払ひ実績を記入してください。
※職員について市営住宅の方は、最前の実給月から前年度までの支払ひ実績を記入してください。
※月の給与支払期間の途中で入社したなどの理由で、日割給付となったときは日割給付欄に記入してください。

支給月	支給額 (標準給与額) (円)	日割給付	支給月	支給額 (標準給与額) (円)	日割給付
昭和60年1月	193,000	☐ 日割	昭和60年7月	172,000	☐ 日割
昭和60年2月	円	☐ 日割	昭和60年8月	172,000	☐ 日割
昭和60年3月	円	☐ 日割	昭和60年9月	172,000	☐ 日割
昭和60年4月	円	☐ 日割	昭和60年10月	172,000	☐ 日割
昭和60年5月	円	☐ 日割	昭和60年11月	172,000	☐ 日割
昭和60年6月	100,000	☒ 日割	昭和60年12月	172,000	☐ 日割
合計	1,325,000		日割給付を除く合計	1,225,000	7ヶ月分

3. 月例給与の計算期間および支払日

※支払するものは印をつけ、日にもちを記入してください。
 支払期 1 日から前月末日締め、毎月 日支払い
 前月 1 日から前月末日締め、毎月 日支払い
 支払期 6 日から当月15日締め、毎月25日支払い
 その他 ()

4. 賞与支給実績

支給時期	支給月	支給額	支給時期	支給月	支給額
夏季	平成 令和 年 月 日	0	その他	平成 令和 年 月 日	円
冬季	昭和 令和 年 月 日	300,000	合計		300,000

5. 扶養状況等

※扶養するものは印をつけ、人数を記入してください。

配偶者計	扶養親族の数				障害者の数		本人扶養親族		その他
	(配偶者を除く)	(本人を除く)	妻または夫	本人	妻または夫	本人			
有無	特記	老人	その他	特別	その他	妻の有無	特別	その他	扶養
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

上記のとおり相違ないことを証明いたします。なお上記の記載事項は、税務署等へ申告する「源泉徴収票」と同一の内容です。

令和 ○ 年 2 月 1 日 事業所所在地 市 町 村 区 番 地

代表者氏名 □ リ □ 男 市 町 村 区 番 地

$$1,225,000 \text{ 円} \div 7 \text{ カ月} \times 12 \text{ カ月} \\ (1 \text{ 円未満切り捨て)} \quad 2,100,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$$

賞与支給実績（冬期のみ） 300,000円…②

年間の給与収入額 (①+②) 2,400,000円…㉗

17ページの表にあてはめた
年間所得金額 1,500,000円…④

※ 月々の給与は日割り分を除いたうえで合算し、その月数で割ったあと12倍してください。(1円未満の端数は切り捨て)

※ 賞与は支給実績だけを加えてください。（賞与が〇カ月分という定めがあっても、まだ実際に支給されていない場合は算入しません。）

その3

◎ 前年の途中またはそれ以降から、ひきつづき現在の勤務をされていて、まだ日割りでない満額の給与を受給していない場合。

雇用証明書 (市営住宅申し込み用)

住所〇〇〇〇〇〇〇 氏名北村サ A夫

1. 雇用開始年月日 平成 〇 年 / 月 15 日採用

2. 勤務時間 朝 9 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで 休憩時間等 7 時間 15 分

3. 就労日数 ひと月平均 (見込) 22 日

4. 支給 (予定) 額 円 月給 200,000 (いわゆる日給月給制を含む)

□ 日給 円 □ 時給 円

5. 扶養状況等 申請するものに印をつけ、金額を記入してください。

扶養者の氏名	扶養者の年齢	扶養者の職業	扶養者の収入	扶養者の世帯	扶養者の世帯	扶養者の世帯	扶養者の世帯	扶養者の世帯	扶養者の世帯
妻	35	専業主婦	0	本人	本人	本人	本人	本人	本人
子	10	小学生	0	本人	本人	本人	本人	本人	本人
子	5	小学生	0	本人	本人	本人	本人	本人	本人

上記のとおり相違ないことを証明いたします。なお上記の扶養状況は、直方で届ける「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」と同一の内容です。

平成 〇 年 / 月 15 日 事業所所在地 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇番 〇〇号

事業所名 〇〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇 〇〇〇

200,000円 × 12ヵ月

2,400,000円 …⑦

下の表にあてはめた
年間所得金額

1,500,000円 …①

(1円未満切り捨て)

※ 時給の場合

年間の給与収入 = 時給 × 1日の実働時間
× 1ヵ月の就労日数 × 12

※ 日給の場合

年間の給与収入 = 日給 × 1ヵ月の就労日数 × 12

※ 月給の場合は残業手当や歩合給部分などを除いた、
定額で支払われる額だけを12倍してください。

—— 年間の給与収入額から年間の所得額を計算する方法 ——

- ※ 給与の収入の方は、下の表で年間所得額を計算してください。(源泉徴収票、所得額証明書と同じ結果が出ます。)
- ※ 給与収入の方が2人以上ある場合は、各々で算出した年間の所得額を合算してください。
- ※ 事業収入や年金収入など、給与収入以外の収入はこの表を使えません。

年間の給与収入額 2,400,000 円 …左の給与収入の⑦を記入します。

年間の給与収入額	年間の所得金額の計算	
0円 から 650,999円 まで	年間の収入金額	年間の所得金額 = 0円
651,000円 から 1,618,999円 まで	年間の収入金額 - 650,000円	年間の所得金額
1,619,000円 から 1,619,999円 まで	年間の収入金額	年間の所得金額 = 969,000円
1,620,000円 から 1,621,999円 まで	年間の収入金額	年間の所得金額 = 970,000円
1,622,000円 から 1,623,999円 まで	年間の収入金額	年間の所得金額 = 972,000円
1,624,000円 から 1,627,999円 まで	年間の収入金額	年間の所得金額 = 974,000円
1,628,000円 から 1,803,999円 まで	端数処理 年間の給与収入額を4,000で割り、1円未満の端数を切り捨てます。出た答えに再度4,000をかけ戻し、出た額を右の(ア)に当てはめてください。	(ア) × 0.6 = 年間の所得金額
1,804,000円 から 3,603,999円 まで		(ア) × 0.7 - 180,000円 = 年間の所得金額
3,604,000円 から 6,599,999円 まで		(ア) × 0.8 - 540,000円 = 年間の所得金額
6,600,000円 から 9,999,999円 まで	年間の収入金額 × 0.9 -	1,200,000円 = 年間の所得金額

年間の所得金額 1,500,000 円 …計算の結果①となります。

計所得方法の

◇ 事業等による収入の場合

その1

◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき現在の事業をされている場合。

※ ここでいう事業等には生命保険の外交員などの方もふくまれます。

※ 専従者給与を受けている方は給与として計算します。17ページの方法で計算してください。

④ 事業専従者 (●の計算で、専従者控除額を差し引いた場合に書いてください。)

氏名	続柄	生年月日	従事月数	仕事の内容、従事の程度
八幡 子 妻	妻	..	12月	
		..		
		..		
専従者控除額の合計額				900,000円

※妻が専従者給与を受けているので
15ページの方法で計算する。

妻の年間収入金額

900,000円 … ④

妻の年間所得金額 900,000円 - 650,000円

250,000円 … ⑤

本人の年間収入金額

2,000,000円 … ⑥

本人の年間所得金額

1,000,000円 … ⑦

その2

(例) 八幡D夫の場合

前年分確定申告書(控)より

⑤ 納める税金の計算		番号	
所得金額 (①の各欄の収入金額を二面から移記してください。)	営業(収入金額)	①	1,000,000円
	農業(収入金額)	②	
	その他の事業(収入金額)	③	
	不動産(収入金額)	④	
	利子(収入金額)	⑤	
	配当(収入金額)	⑥	
	給与(収入金額)	⑦	
	雑(二面の①の金額)	⑧	
	雑(二面の②の金額)	⑨	
	合計	⑩	1,000,000円

◎ 前年の途中で降から事業をはじめた方、または、確定申告が未申告の場合は、巻末に綴じ込んである「収支明細書」(別表3)を使用してください。

◇ 日雇い等の収入の場合

その1

◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき勤務先、勤務日とも不特定な日雇いをされている場合。

※ 日雇いによる収入でも勤務先が同じ方は給与収入の場合と同じ計算方法(16~17ページ)を用います。

前年分の確定申告書(控)をご用意ください。

(例) 北九州F夫の場合

前年分確定申告書(控)より

年間収入金額

800,000円 … ④

年間所得金額

150,000円 … ⑤

その2

⑤ 納める税金の計算		番号	
所得金額 (①の各欄の収入金額を二面から移記してください。)	営業(収入金額)	①	
	農業(収入金額)	②	
	その他の事業(収入金額)	③	
	不動産(収入金額)	④	
	利子(収入金額)	⑤	
	配当(収入金額)	⑥	
	給与(収入金額)	⑦	150,000
	雑(二面の①の金額)	⑧	
	雑(二面の②の金額)	⑨	
	合計	⑩	150,000円 … ⑤

◎ 前年の途中で降から日雇いをはじめた方、または、確定申告が未申告の場合は、巻末に綴じ込んである「収支明細書」(別表3)を使用してください。

◇ 年金の収入の場合

その1

◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき同じ年金を受給されている場合。(例) 小倉E子65歳の場合

※ 遺族年金、障害年金等は収入としては算定しません。

前年分公的年金の源泉徴収票

1. 前年分公的年金の源泉徴収票をご用意ください。
2. 公的年金の源泉徴収票のなかの支給金額が年間の年金収入金額になります。年間の収入金額を下ページの表にあてはめ年間の所得額を計算してください。

※ 年金は、満65歳以上の方と65歳未満の方では計算方法が違います。ご注意ください。

その2

◎ 前年の途中またはそれ以降から年金を受給された方は、「年金証書」を用い、上記と同じ方法で計算します。

年間の年金収入金額

1,400,000円…㊦

1,400,000円 - 1,200,000円 = 200,000円…㊧
(1円未満切り捨て)

※この例では65歳以上で計算しています。

—— 年間の年金収入額から年間の所得額を計算する方法 ——

- ※ 年金収入の方は、下の表で年間所得額を計算してください。(ただし、遺族年金および障害年金等は収入として算定しません。)
- ※ 満65歳以上の方と65歳未満の方では計算の方法が違います。ご注意ください。
- ※ 計算結果の1円未満の端数は切り捨ててください。
- ※ 年金収入の方が2人以上ある場合は、各々で算出した年間の所得額を合算してください。
- ※ 給与収入や事業収入など、年金収入以外の収入はこの表を使えません。

年間の年金収入額 1,400,000円 …上の㊦を記入します。

年間の年金収入額		年間の所得金額の計算	
65歳未満	0円 から 700,000円 まで	年間の所得金額 = 0円	
	700,001円 から 1,299,999円 まで	年間の収入金額 - 700,000円	= 年間の所得金額
	1,300,000円 から 4,099,999円 まで	年間の収入金額 × 0.75 - 375,000円	= 年間の所得金額
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	年間の収入金額 × 0.85 - 785,000円	= 年間の所得金額
	7,700,000円 以上	年間の収入金額 × 0.95 - 1,555,000円	= 年間の所得金額
65歳以上	0円 から 1,200,000円 まで	年間の所得金額 = 0円	
	1,200,001円 から 3,299,999円 まで	年間の収入金額 - 1,200,000円	= 年間の所得金額
	3,300,000円 から 4,099,999円 まで	年間の収入金額 × 0.75 - 375,000円	= 年間の所得金額
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	年間の収入金額 × 0.85 - 785,000円	= 年間の所得金額
	7,700,000円 以上	年間の収入金額 × 0.95 - 1,555,000円	= 年間の所得金額

年間の所得金額 200,000円 …計算の結果㊧となります。

計所得方法の

認定月額計算シート（試算用紙）

◎ 認定月額計算シートを使って、16～19ページで計算したそれぞれの所得の合算から認定月額を計算します。

1. 年間所得額

氏 名	収入の種類	年間収入金額	年間所得金額
北九州 A夫	給 与	㉞ 2,400,000 円	㉠ 1,500,000 円
北九州 B子		0 円	0 円
八幡 D夫	事 業	㉡ 2,000,000 円	㉢ 1,000,000 円
八幡 C子	専従者給与	㉣ 900,000 円	㉤ 250,000 円
北九州 F夫	日 雇 い	㉦ 800,000 円	㉧ 150,000 円
小 倉 E子	年 金	㉨ 1,400,000 円	㉩ 200,000 円
世帯の年間所得金額（合計）			3,100,000 円

2. 控除額

控除の種類	内 容 ※詳細は21ページを参照	控 除 額	控除額計
同居親族控除	申込者を除く同居しようとする親族（婚約者、内縁関係、パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む）	380,000 円 × 5 人	㉪ 1,900,000 円
別居親族控除	入居はしないが入居者の扶養を受けている人	380,000 円 × 人	0,000 円
特定扶養控除	扶養親族の中で満16歳以上23歳未満の人がある場合	250,000 円 × 人	0,000 円
老人控除対象配偶者控除	扶養する配偶者が満70歳以上である場合	100,000 円 × 人	0,000 円
老人扶養控除	扶養親族の中で満70歳以上の人がある場合	100,000 円 × 人	0,000 円
寡婦（夫）控除	所得のある人が寡婦、または寡夫である場合	270,000 円 × 人 （所得額が27万円以下 の場合はその額）	0,000 円
特別障害者控除	申込者を含む入居者または扶養親族で重度の障害者がある場合	400,000 円 × 人	0,000 円
障害者控除	申込者を含む入居者または扶養親族で特別障害者にはあたらない障害者がある場合	270,000 円 × 人	0,000 円
世帯の控除額（合計）			㉫ 1,900,000 円

3. 認定月額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{世帯の年間所得額} & - & \text{世帯の控除額（合計）} & = & \text{認定年額} \\ \hline 3,100,000 \text{ 円} & - & 1,900,000 \text{ 円} & = & 1,200,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{認定年額} & \div & 12 \text{（カ月）} & = & \text{認定月額} \\ \hline 1,200,000 \text{ 円} & \div & 12 \text{（カ月）} & = & 100,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

（1円未満の端数切り捨て）

※ 従ってこの例の世帯の収入階層は26ページの収入階層表からAランクとなります。

所得控除額の計算方法

世帯の所得金額からつぎの表の控除を差し引いてください。①の入居する家族の控除は单身者を除くすべての世帯に該当します。③～⑧の控除が該当する場合は、①および②の控除に併せて差し引いてください。

控除の種類		控除を受けられる方	控除額
1	同居親族控除	申込者を除く同居しようとする親族（婚約者、内縁関係、パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む） ・ 出産予定の子は含みません。 ・ 同居しようとする親族は所得税法上の扶養関係がなくとも控除の対象となります。	1人につき 380,000 円
2	別居親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、入居はしないが入居者の扶養を受けている方 ・ 例：東京の大学に下宿しながら通っている扶養親族	1人につき 380,000 円
3	特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満16歳以上23歳未満の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 250,000 円
4	老人控除対象配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢が満70歳以上の方	1人につき 100,000 円
5	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満70歳以上の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 100,000 円
6	寡婦控除 寡夫控除	以下、1、2のいずれかに該当する場合、控除の対象となります。 1. 所得税法上の寡婦または寡夫控除が認められている場合 <u>寡婦控除</u> …次のいずれかに該当する場合 (1) 夫と死別もしくは離婚または夫の生死が不明の方で、扶養親族が生計を一にする子がいる女子 (2) 夫と死別または夫の生死が不明の方で、年間の所得額が5百万円以下の女子 <u>寡夫控除</u> …妻と死別または離婚し、または妻の生死が不明で、生計を一にする子がいる年間の所得額が5百万円以下の男子 ・ 寡婦、寡夫とも死別、離婚、配偶者の生死が不明となった後に婚姻していない方をいいます。 ・ 寡婦、寡夫とも所得があるときに限り控除します。所得のない方は控除しません。 ・ 生計を一にする子とは所得がない又は年間の所得額が38万円以下で他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子のことです。 ・ 「配偶者」「夫」「妻」「離婚」「婚姻」とは民法上の規定によるもので、いわゆる内縁関係によるものは含みません。 2. 婚姻によらないで母または父となった者であり、かつ、現に婚姻をしていない方で、次に該当する場合 (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない方で、扶養親族が生計を一にする子がいる女子 (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子がいる年間の所得額が5百万円以下の男子	1人につき 270,000 円 (ただし、所得が27万円以下の場合はその所得金額)
7	特別障害者控除	申込者、同居しようとする親族または扶養親族で次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方…このうち1～2級は特別障害者控除 (2) 療育手帳の交付を受けている方…このうちA-1、A-2は特別障害者控除 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方…このうち1級は特別障害者控除 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方…このうち特別項症から第3項症までは特別障害者控除	1人につき 400,000 円
8	障害者控除	(5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方…特別障害者控除 (6) その他、障害者と認められる公的な証明ができる方	1人につき 270,000 円

先の例での控除を計算すると下のようになります。

北九州	A 夫	申込者本人。会社員。満49歳。
北九州	B 子	妻。専業主婦。満45歳。
八幡	C 子	長女。事業専従者。満25歳。同居を希望。
八幡	D 夫	長女の夫。事業主。満30歳。同居を希望。
小倉	E 子	妻の母。老齢年金受給中。満65歳。夫と死別。同居を希望。
北九州	F 夫	長男。満21歳。同居を希望。

該当する控除は以下のとおり

同居親族控除		380,000 円 × 5 人 = 1,900,000 円 ㊥
控除合計		1,900,000 円 ㊦

収入基準の早見表

申し込み世帯のなかで収入のある方が1人だけで他に収入のある方がなく、かつ同居しようとする親族および扶養親族の控除以外には各種の控除がない場合、以下の早見表をつかうと便利です。収入金額（年間の額面受給額）を当てはめてください。

※斜体文字（例：3,676,000）の部分は裁量階層の世帯のみ申し込めます。

（裁量階層の詳細は6ページを参照。）

※正確な計算方法は15ページ以降をご参照ください。

◇ 給与所得の方の早見表

☆公営住宅へ申し込む場合

すべて収入金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 2,043,999	0 } 2,583,999	0 } 3,127,999	0 } 3,663,999	0 } 4,135,999	0 } 4,611,999	0 } 5,087,999
104,001 } 123,000		2,044,000 } 2,367,999	2,584,000 } 2,911,999	3,128,000 } 3,451,999	3,664,000 } 3,947,999	4,136,000 } 4,423,999	4,612,000 } 4,895,999	5,088,000 } 5,371,999
123,001 } 139,000	C	2,368,000 } 2,643,999	2,912,000 } 3,183,999	3,452,000 } 3,711,999	3,948,000 } 4,187,999	4,424,000 } 4,663,999	4,896,000 } 5,135,999	5,372,000 } 5,611,999
139,001 } 158,000		2,644,000 } 2,967,999	3,184,000 } 3,511,999	3,712,000 } 3,995,999	4,188,000 } 4,471,999	4,664,000 } 4,947,999	5,136,000 } 5,423,999	5,612,000 } 5,895,999
158,001 } 186,000	E	2,968,000 } 3,447,999	3,512,000 } 3,943,999	3,996,000 } 4,415,999	4,472,000 } 4,891,999	4,948,000 } 5,367,999	5,424,000 } 5,843,999	5,896,000 } 6,315,999
186,001 } 214,000		3,448,000 } 3,887,999	3,944,000 } 4,363,999	4,416,000 } 4,835,999	4,892,000 } 5,311,999	5,368,000 } 5,787,999	5,844,000 } 6,263,999	6,316,000 } 6,723,999

☆改良住宅へ申し込む場合

すべて収入金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 2,043,999	0 } 2,583,999	0 } 3,127,999	0 } 3,663,999	0 } 4,135,999	0 } 4,611,999	0 } 5,087,999
104,001 } 114,000		2,044,000 } 2,211,999	2,584,000 } 2,755,999	3,128,000 } 3,299,999	3,664,000 } 3,811,999	4,136,000 } 4,287,999	4,612,000 } 4,763,999	5,088,000 } 5,235,999
114,001 } 123,000	B 2	2,212,000 } 2,367,999	2,756,000 } 2,911,999	3,300,000 } 3,451,999	3,812,000 } 3,947,999	4,288,000 } 4,423,999	4,764,000 } 4,895,999	5,236,000 } 5,371,999
123,001 } 139,000		2,368,000 } 2,643,999	2,912,000 } 3,183,999	3,452,000 } 3,711,999	3,948,000 } 4,187,999	4,424,000 } 4,663,999	4,896,000 } 5,135,999	5,372,000 } 5,611,999

◇ 満65歳未満で年金所得の方の早見表

☆公営住宅へ申し込む場合

すべて収入金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 2,164,015	0 } 2,670,682	0 } 3,177,348	0 } 3,684,015	0 } 4,180,013	0 } 4,627,072	0 } 5,074,131
104,001 } 123,000	B	2,164,016 } 2,468,015	2,670,683 } 2,974,682	3,177,349 } 3,481,348	3,684,016 } 3,988,015	4,180,014 } 4,448,249	4,627,073 } 4,895,308	5,074,132 } 5,342,366
123,001 } 139,000	C	2,468,016 } 2,724,015	2,974,683 } 3,230,682	3,481,349 } 3,737,348	3,988,016 } 4,227,072	4,448,250 } 4,674,131	4,895,309 } 5,121,190	5,342,367 } 5,568,249
139,001 } 158,000	D	2,724,016 } 3,028,015	3,230,683 } 3,534,682	3,737,349 } 4,041,348	4,227,073 } 4,495,308	4,674,132 } 4,942,366	5,121,191 } 5,389,425	5,568,250 } 5,836,484
158,001 } 186,000	E	3,028,016 } 3,476,015	3,534,683 } 3,982,682	4,041,349 } 4,443,543	4,495,309 } 4,890,602	4,942,367 } 5,337,660	5,389,426 } 5,784,719	5,836,485 } 6,231,778
186,001 } 214,000	F	3,476,016 } 3,924,015	3,982,683 } 4,391,778	4,443,544 } 4,838,837	4,890,603 } 5,285,896	5,337,661 } 5,732,955	5,784,720 } 6,180,013	6,231,779 } 6,627,072

☆改良住宅へ申し込む場合

すべて収入金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 2,164,015	0 } 2,670,682	0 } 3,177,348	0 } 3,684,015	0 } 4,180,013	0 } 4,627,072	0 } 5,074,131
104,001 } 114,000	B 1	2,164,016 } 2,324,015	2,670,683 } 2,830,682	3,177,349 } 3,337,348	3,684,016 } 3,844,015	4,180,014 } 4,321,190	4,627,073 } 4,768,249	5,074,132 } 5,215,308
114,001 } 123,000	B 2	2,324,016 } 2,468,015	2,830,683 } 2,974,682	3,337,349 } 3,481,348	3,844,016 } 3,988,015	4,321,191 } 4,448,249	4,768,250 } 4,895,308	5,215,309 } 5,342,366
123,001 } 139,000	C	2,468,016 } 2,724,015	2,974,683 } 3,230,682	3,481,349 } 3,737,348	3,988,016 } 4,227,072	4,448,250 } 4,674,131	4,895,309 } 5,121,190	5,342,367 } 5,568,249

早 収
見 入
基 基
準 準
表 の

◇ 満65歳以上で年金所得の方の早見表

☆公営住宅へ申し込む場合

すべて収入金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 2,448,011	0 } 2,828,011	0 } 3,208,011	0 } 3,684,015	0 } 4,180,013	0 } 4,627,072	0 } 5,074,131
104,001 } 123,000	B	2,448,012 } 2,676,011	2,828,012 } 3,056,011	3,208,012 } 3,481,348	3,684,016 } 3,988,015	4,180,014 } 4,448,249	4,627,073 } 4,895,308	5,074,132 } 5,342,366
123,001 } 139,000	C	2,676,012 } 2,868,011	3,056,012 } 3,248,011	3,481,349 } 3,737,348	3,988,016 } 4,227,072	4,448,250 } 4,674,131	4,895,309 } 5,121,190	5,342,367 } 5,568,249
139,001 } 158,000	D	2,868,012 } 3,096,011	3,248,012 } 3,534,682	3,737,349 } 4,041,348	4,227,073 } 4,495,308	4,674,132 } 4,942,366	5,121,191 } 5,389,425	5,568,250 } 5,836,484
158,001 } 186,000	E	3,096,012 } 3,476,015	3,534,683 } 3,982,682	4,041,349 } 4,443,543	4,495,309 } 4,890,602	4,942,367 } 5,337,660	5,389,426 } 5,784,719	5,836,485 } 6,231,778
186,001 } 214,000	F	3,476,016 } 3,924,015	3,982,683 } 4,391,778	4,443,544 } 4,838,837	4,890,603 } 5,285,896	5,337,661 } 5,732,955	5,784,720 } 6,180,013	6,231,779 } 6,627,072

☆改良住宅へ申し込む場合

すべて収入金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 2,448,011	0 } 2,828,011	0 } 3,208,011	0 } 3,684,015	0 } 4,180,013	0 } 4,627,072	0 } 5,074,131
104,001 } 114,000	B 1	2,448,012 } 2,568,011	2,828,012 } 2,948,011	3,208,012 } 3,337,348	3,684,016 } 3,844,015	4,180,014 } 4,321,190	4,627,073 } 4,768,249	5,074,132 } 5,215,308
114,001 } 123,000	B 2	2,568,012 } 2,676,011	2,948,012 } 3,056,011	3,337,349 } 3,481,348	3,844,016 } 3,988,015	4,321,191 } 4,448,249	4,768,250 } 4,895,308	5,215,309 } 5,342,366
123,001 } 139,000	C	2,676,012 } 2,868,011	3,056,012 } 3,248,011	3,481,349 } 3,737,348	3,988,016 } 4,227,072	4,448,250 } 4,674,131	4,895,309 } 5,121,190	5,342,367 } 5,568,249

◇ 事業所得等の方の早見表

☆公営住宅へ申し込む場合

すべて所得金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 1,248,000	0 } 1,628,000	0 } 2,008,000	0 } 2,388,000	0 } 2,768,000	0 } 3,148,000	0 } 3,528,000
104,001 } 123,000	B	1,248,001 } 1,476,000	1,628,001 } 1,856,000	2,008,001 } 2,236,000	2,388,001 } 2,616,000	2,768,001 } 2,996,000	3,148,001 } 3,376,000	3,528,001 } 3,756,000
123,001 } 139,000	C	1,476,001 } 1,668,000	1,856,001 } 2,048,000	2,236,001 } 2,428,000	2,616,001 } 2,808,000	2,996,001 } 3,188,000	3,376,001 } 3,568,000	3,756,001 } 3,948,000
139,001 } 158,000	D	1,668,001 } 1,896,000	2,048,001 } 2,276,000	2,428,001 } 2,656,000	2,808,001 } 3,036,000	3,188,001 } 3,416,000	3,568,001 } 3,796,000	3,948,001 } 4,176,000
158,001 } 186,000	E	1,896,001 } 2,232,000	2,276,001 } 2,612,000	2,656,001 } 2,992,000	3,036,001 } 3,372,000	3,416,001 } 3,752,000	3,796,001 } 4,132,000	4,176,001 } 4,512,000
186,001 } 214,000	F	2,232,001 } 2,568,000	2,612,001 } 2,948,000	2,992,001 } 3,328,000	3,372,001 } 3,708,000	3,752,001 } 4,088,000	4,132,001 } 4,468,000	4,512,001 } 4,848,000

☆改良住宅へ申し込む場合

すべて所得金額 単位：円

認定月額	認定 ランク	申込者を除いた同居しようとする親族および扶養親族の合計人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
0 } 104,000	A	0 } 1,248,000	0 } 1,628,000	0 } 2,008,000	0 } 2,388,000	0 } 2,768,000	0 } 3,148,000	0 } 3,528,000
104,001 } 114,000	B 1	1,248,001 } 1,368,000	1,628,001 } 1,748,000	2,008,001 } 2,128,000	2,388,001 } 2,508,000	2,768,001 } 2,888,000	3,148,001 } 3,268,000	3,528,001 } 3,648,000
114,001 } 123,000	B 2	1,368,001 } 1,476,000	1,748,001 } 1,856,000	2,128,001 } 2,236,000	2,508,001 } 2,616,000	2,888,001 } 2,996,000	3,268,001 } 3,376,000	3,648,001 } 3,756,000
123,001 } 139,000	C	1,476,001 } 1,668,000	1,856,001 } 2,048,000	2,236,001 } 2,428,000	2,616,001 } 2,808,000	2,996,001 } 3,188,000	3,376,001 } 3,568,000	3,756,001 } 3,948,000

早 収入
見 基準
表 の